

# 社会保険労務士からの三方一両得だより

令和元年8月20日 第119号

## ショールームに行ってきました

最近自宅トイレのウォシュレットから水漏れするようになりました。家を建ててから20年近く経つため便器本体も古ぼけた感じになってきましたので、思い切ってトイレのリフォームをしようかと考えています。そこでまずは最新のトイレ事情を把握しようと、各メーカーのショールーム巡りをすることにしました。代表的なメーカー、TOTO、LIXIL、Panasonicの3社とも割と近くにありましたので、半日かからず回ることができました。日曜日だったこともあるのですが、どこも多くのお客さんで賑わっていました。



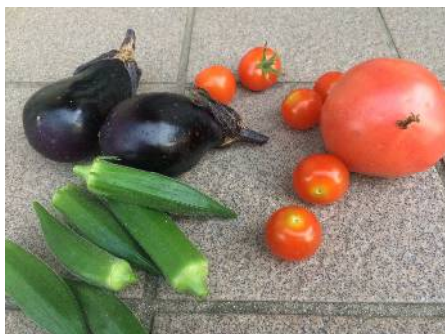
3社回っての率直な感想としては、まずは何といつても「高い」。どれも20万、30万です。しかも製品価格だけで。ホームセンターのちらしなどで見かける金額とあまりに違いがあるので、おそらく実際の販売価格は6掛け程度なのかと想像しましたが、ショールームの人は何も答えてくれず、これでは具体的な検討ができません。

メーカーと工務店の間に暗黙の了解があるのですが、変なしきたりだと思えます。

それから、こんなにも種類がたくさんあることにも驚きました。各メーカーとも立派なパンフレットで、それぞれの製品のセールスポイントを紹介しています。情報と選択肢があまりにも多いと、かえって決められないということを実感しています。



パンフレットをたくさん貰ってきました。



オクラもたくさん採れています。

今年の枝豆は虫食いが少なく、豊作でした。八月に入って晴れる日が増えると共に、トマトがどんどんと収穫できるようになってきました。桃太郎が非常に良いです。ただ残念ながら枝になつて残すのみ。あと一本を残すのみ。あと一本多く苗を植えておけば良かったです。畑では落花生の花が咲き始めました。勝手に生えている大葉は採り放題。和風パスタにてんこ盛りにしていただきます。

我が家の畑

## 最低賃金の引上げと活用したい助成金

厚生労働省の諮問機関である中央最低賃金審議会で、2019年度の地域別最低賃金額改定の目安について公表されました(7月31日)。栃木県の今年度の目安は27円引き上げた853円となります。都道府県によっては、この目安を上回る決定をする場合がありますので、1~2円は上振れる可能性があります。実際に引き上げられた最低賃金が適用されるのは、10月1日です。

引上げ額が過去最大となる予定の今回の改定は、中小零細企業に厳しい状況を強いることになり、さらなる生産性向上が課題となってきます。そこで厚生労働省が中小企業に対する支援策として設けている助成金をご紹介します。

どうせ昇給しなければならないのなら、少しでも早めに昇給して助成金を貰っておこうということです。

### **正社員以外の賃金を3%以上アップする**

(キャリアアップ助成金 賃金規定等改定コース)

・現状から3%以上昇給するルールを就業規則に盛り込んで労働基準監督署に提出し、9月中にその制度をスタートさせる。

- ・6ヶ月間給与を支払った後助成金申請
- ・昇給前3ヶ月以上勤務していた雇用保険被保険者が対象
- ・事前に労働局に計画書の提出が必要
- ・例 対象者5人の場合の支給額は約26万円(生産性要件を満たした場合は33万円)



助成金の金額としては決して大きくはないのですが、最低賃金付近で雇用している方がいる場合には、以下述べるようにデメリットもあまり存在しません。申請に手間もそんなにかかりませんので、お勧めです。

現在の最低賃金826円の3%は25円です。最低賃金の上昇は27円以上が確定しています。つまり最低賃金を守ろうとすれば必ず3%以上の昇給が必要となります。最低賃金を気にする必要のないスタッフ(時給900円など)についても、求人への応募や離職防止のためにどうしても多少色を付ける必要があります。最低賃金上昇により全体相場の上昇が予想されますので、やはりこの程度の昇給は必要なのではないでしょうか。